

静岡県公安委員会規則第14号

静岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年6月24日

静岡県公安委員会委員長 稲田 精 治

静岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

静岡県道路交通法施行細則（昭和35年静岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（公安委員会に対する申請等の経由） 第1条の2 法、令、規則又はこの細則の規定に基づき静岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対して申請又は届出をしようとするときは、次の各号に掲げる経由先を経由しなければならない。ただし、運転免許に係る申請については、別に定めるとおりとする。 (1) 法第4条第2項の規定により交通規制の対象から除く車両の申請又は届出にあつては当該規制の区域を管轄する警察署長 (2)～(7) （略） （交通規制の対象から除く車両） 第3条の2 （略） 2 法第4条第2項の規定により、法第8条第1項の道路標識等による通行禁止道路（「一方通行」及び「車両通行止め等の区間規制又は区域規制に伴って設置する指定方向外進行禁止標識以外の指定方向外進行禁止規制」を<u>除く</u>）における通行禁止規制の対象から除く車両は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 犯罪の鎮圧、被疑者の逮捕、<u>犯罪の捜査</u>、交通取締り、警備活動その他警察活動のため使用中の車両 (2) （略）	（公安委員会に対する申請等の経由） 第1条の2 法、令、規則又はこの細則の規定に基づき静岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対して申請又は届出をしようとするときは、次の各号に掲げる経由先を経由しなければならない。ただし、運転免許に係る申請については、別に定めるとおりとする。 (1) 法第4条第2項の規定により交通規制の対象から除く車両の申請又は届出にあつては当該規制の区域を管轄する警察署長（<u>当該規制の区域が2以上の警察署の管轄にわたるときは、そのいずれかの警察署長</u>） (2)～(7) （略） （交通規制の対象から除く車両） 第3条の2 （略） 2 法第4条第2項の規定により、法第8条第1項の道路標識等による通行禁止道路（「一方通行」及び「車両通行止め等の区間規制又は区域規制に伴って設置する指定方向外進行禁止標識以外の指定方向外進行禁止規制」を<u>除く</u>）における通行禁止規制の対象から除く車両は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 犯罪の<u>予防、鎮圧及び捜査</u>、被疑者の逮捕、交通取締り、警備活動その他警察活動のため使用中の車両<u>及び当該警察活動のため警察職員が使用中の車両に誘導されている車両</u> (2) （略）

(3) (略)

3 法第4条第2項の規定により、法第45条第1項に規定する駐車禁止、法第49条の3第2項及び第4項に規定する時間制限駐車区間における駐車禁止又は法第49条の4に規定する高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車禁止の規制の対象から除く車両は、道路標識により表示するもののほか次の各号に掲げるものとする。

(1) (略)

(2) 犯罪の鎮圧、被疑者の逮捕、犯罪の捜査、交通取締り、警備活動その他警察活動のため現に使用中の車両及び当該目的のために現に停止を求められている車両

(3)～(8) (略)

(9) 次に掲げるアからカまでに該当する車両にあつては公安委員会が交付した別記様式第1の2の「駐車禁止除外指定車」の標章を、キに該当する車両にあつては公安委員会が交付した別記様式第1の4の「駐車禁止除外指定車」の標章をそれぞれ掲出しているもの

ア (略)

イ 医師等が急患の往診に使用中の車両

ウ～カ (略)

キ (略)

(10) 次に掲げるア、ウ、エ及びオに該当する者にあつては現に使用中の車両で、公安委員会が交付した別記様式第1の3の「駐車

(3) 令第13条第1項第1号及び第1号の3に掲げる自動車で、火災の予防、消防の設備の維持管理等のため使用中のもの

(4) (略)

3 法第4条第2項の規定により、法第45条第1項に規定する駐車禁止、法第49条の3第2項及び第4項に規定する時間制限駐車区間における駐車禁止又は法第49条の4に規定する高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車禁止の規制の対象から除く車両は、道路標識により表示するもののほか次の各号に掲げるものとする。

(1) (略)

(2) 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通取締り、警備活動その他警察活動のため現に使用中の車両及び当該目的のために現に停止を求められている車両

(3)～(8) (略)

(9) 次に掲げるアからキまでに該当する車両にあつては公安委員会が交付した別記様式第1の2の「駐車禁止除外指定車」の標章を、クに該当する車両にあつては公安委員会が交付した別記様式第1の4の「駐車禁止除外指定車」の標章をそれぞれ掲出しているもの

ア (略)

イ 医師が急患の往診に使用中の車両

ウ～カ (略)

キ 保健師、看護師又は准看護師が医師の指示を受け、緊急訪問を行うため使用中の車両又は助産師が緊急訪問を行うため使用中の車両

ク (略)

(10) 次に掲げるア、ウ、エ又はオに該当する者にあつては現に使用中の車両で、公安委員会が交付した別記様式第1の3の「駐車

禁止除外指定車」の標章を、イに該当する者にあつては現に使用中の車両で、公安委員会が交付した別記様式第1の5の「駐車禁止除外指定車」の標章を掲出しているもの（イにあつては、昼間（日の出から日没までの時間をいう。）に限る。）又は他の都道府県公安委員会が交付した「駐車禁止除外指定車」の標章をそれぞれ掲出しているもの
ア～オ （略）

（交通規制の対象から除く車両の指定申請等）

第3条の3 前条第2項第3号に規定する通行禁止除外指定標章又は同条第3項第9号若しくは同項第10号に規定する「駐車禁止除外指定車」の標章の交付を受けようとする者（公安委員会の管轄区域内に住所を有する者に限る。）は、別記様式第1の6の除外標章交付申請書（以下この条において「申請書」という。）により、公安委員会に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、当該申請により交付を受けようとする標章の種別に応じて、それぞれ次の各号に掲げる書面又はその写しを添付しなければならない。

(1) 前条第2項第3号又は同条第3項第9号に規定する車両に係る標章

ア 当該車両に係る自動車検査証記録事項（車両法第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項をいう。以下同じ。）が記載された書面

禁止除外指定車」の標章を、イに該当する者にあつては現に使用中の車両で、公安委員会が交付した別記様式第1の5の「駐車禁止除外指定車」の標章を掲出しているもの（イにあつては、昼間（日の出から日没までの時間をいう。）に限る。）

ア～オ （略）

(11) 前号に掲げる者が現に使用中の車両で、別記様式第1の3又は別記様式第1の5と同等の他の都道府県公安委員会が交付した「駐車禁止除外指定車」の標章をそれぞれ掲出しているもの

（交通規制の対象から除く車両の指定申請等）

第3条の3 前条第2項第4号に規定する通行禁止除外指定標章又は同条第3項第9号若しくは第10号に規定する「駐車禁止除外指定車」の標章の交付を受けようとする者（公安委員会の管轄区域内に住所を有する者に限る。）は、別記様式第1の6の除外標章交付申請書（以下この条において「申請書」という。）により、公安委員会に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、当該申請により交付を受けようとする標章の種別に応じて、それぞれ次の各号に掲げる書面又はその写しを添付しなければならない。

(1) 前条第2項第4号又は第3項第9号に規定する車両に係る標章

ア 当該車両に係る自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項（車両法第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項をいう。以下同じ。）が記載された書面

イ 当該車両が前条第2項第3号又は同条第3項第9号に規定する車両のいずれかに該当することを疎明する書面

ウ 当該車両の運転者の運転免許証、免許情報記録確認書（自動車及び一般原動機付自転車の運転免許等に関する規則（昭和40年静岡県公安委員会規則第6号）様式第34号）又は免許を受けていることを証するに足りる書面（電磁的記録で作成されているものを含む。）

(2) 前条第3項第10号に規定する車両に係る標章

ア (略)

イ 標章の交付を受けようとする者が公安委員会の管轄区域内に住所を有していることを証明する書面

3 (略)

4 前条第2項第3号又は同条第3項第9号若しくは同項第10号に規定する標章を掲出する場合は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲出（二輪車にあつては、携帯）しなければならない。この場合において、第3項第9号及び同項第10号に規定する車両の運転者が車両を離れて直ちに運転することができない状態で駐車するときは、運転者の連絡先又は用務先を記載した書面を標章とともに掲出しなければならない。

5 前条第2項第3号又は同条第3項第9号若しくは同項第10号に規定する標章の交付を受けた者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1)～(3) (略)

6 第3項の規定による標章の交付を受けた者は、標章を亡失し、汚損し、又は破損したときには、第1項の規定を準用し、再交付を申請することができる。この場合において、再

イ 当該車両に係る用務を疎明する書面

(2) 前条第3項第10号に規定する車両に係る標章

ア (略)

イ 標章の交付を受けようとする者が本人であることを確認するに足りる書面

3 (略)

4 前条第2項第4号又は第3項第9号若しくは第10号に規定する標章を掲出する場合は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲出（二輪車にあつては、携帯）しなければならない。この場合において、同条第3項第9号及び第10号に規定する車両の運転者が車両を離れて直ちに運転することができない状態で駐車するときは、運転者の連絡先又は用務先を記載した書面を標章とともに掲出しなければならない。

5 前条第2項第4号又は第3項第9号若しくは第10号に規定する標章の交付を受けた者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1)～(3) (略)

6 第3項の規定による標章の交付を受けた者は、標章を亡失し、汚損し、又は破損したときには、別記様式第1の7の除外標章再交付申請書により、再交付を申請することができ

交付の申請理由が汚損又は破損によるときは、汚損し、又は破損した標章の写しを添付して申請しなければならない。

7 第3項の規定による標章の交付を受けた者は、申請した内容に変更が生じたときには、第1項の規定を準用し、変更の申請をしなければならない。

8 第3項の規定による標章の交付を受けた者は、標章の有効期間の更新を受けようとするときには、第1項の規定を準用し、申請することができる。この場合において、現に有する標章の写しを添付して申請しなければならない。

9・10 (略)

(通行禁止道路における警察署長の通行許可)

第3条の5 (略)

2 法第8条第2項の規定による許可を受けようとする者は、規則別記様式第1の3の通行禁止道路通行許可申請書（以下この条において「申請書」という。）を当該通行しようとする通行禁止道路を管轄する警察署長に申請しなければならない。

3 警察署長は、前項の申請書の提出に当たり必要な書類の添付を求めることができる。

4 警察署長は、第2項の規定による申請に係る車両について、通行を許可する必要があると認めるときは、次に定めるところにより規則別記様式第1の3の通行禁止道路通行許可証（以下この条において「許可証」という。）を交付するものとする。

(1) 許可の期間が1月をこえるものについては、許可証に添えて別記様式第2の「通行

る。この場合において、再交付の申請理由が汚損又は破損によるときは、汚損し、又は破損した標章の写しを添付して申請しなければならない。

7 第3項の規定による標章の交付を受けた者は、申請した内容に変更が生じたときには、速やかに別記様式第1の8の除外標章記載事項変更届に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、変更の届出をしなければならない。

8・9 (略)

(通行の許可の事情)

第3条の5 (略)

禁止道路通行許可車」の標章（以下「許可標章」という。）を交付して行うものとする。

(2) 許可の期間は、次に定めるところによるものとする。

ア 通行禁止道路を通行しなければならない理由が恒常的にある場合にあっては、許可の有効期間は、当該通行しなければならない事情に応じた3年以内の期間とする。当該有効期間が満了した場合において、これを更新しようとするときの有効期間についても、同様とする。

イ 通行禁止道路を通行しなければならない理由が一時的に生ずる場合にあっては、当該通行しなければならない日に限り許可するものとする。

ウ 通行する時間帯を限定することが可能なものにあっては、ア及びイの期間又は日の限定に加え、時間を限定して許可するものとする。

5 通行しようとする通行禁止道路の存する場所が2以上の警察署の管轄区域にわたる場合における通行許可については、次に定めるところによるものとする。

(1) 当該許可に係る申請書については、当該2以上の警察署長のいずれかに提出し、当該警察署長を経由して関係警察署長に申請することができる。

(2) 前号の規定により申請書の提出を受けた警察署長は、関係警察署長が管轄する場所に係る申請書を当該関係警察署長に送付するものとする。

(3) 関係警察署長は、前号の規定により送付された申請書に係る許可をするときは、当該許可に係る許可証を第1号の規定により申請書の提出を受けた警察署長を経由して

申請者に交付するものとする。

6 第4項の規定による許可証（許可標章の交付を受けた場合にあっては許可標章を含む。この条において同じ。）の交付を受けた者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 通行禁止道路を通行している間は、許可標章（許可の期間が1月以内の場合にあっては許可証）を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示（二輪車にあっては、携帯）すること。

(2) 現場において警察官の指示があつたときは、これに従うこと。

(3) 交付を受けた理由以外に使用しないこと。

(4) 許可証を亡失し、汚損し、若しくは破損し、又は運転者（主たる運転者）若しくは使用者の住所若しくは氏名に変更が生じたときは、速やかに、警察署長に届け出ること。

(5) 許可証の交付を受けた理由がなくなつた場合又は許可証の有効期間が経過したときは、速やかに、警察署長に返納すること。

(6) 許可証を他人に譲渡し、又は貸与しないこと（当該交付を受けた者が、現に他人の介助を受けて車両に乗降するため必要な限度において貸与する場合を除く。）。

7 第4項の規定による許可証の交付を受けた者は、許可証を亡失し、汚損し、又は破損したときは、第2項の規定を準用し、再交付を申請することができる。この場合において、再交付の申請理由が汚損又は破損によるときは、汚損し、又は破損した許可証を添付して申請しなければならない。

8 第4項の規定による許可証の交付を受けた者は、申請した内容に変更が生じたときは、第2項の規定を準用し、変更の申請をしなけ

ればならない。

9 第4項の規定による許可証の交付を受けた者は、許可証の有効期間の更新を受けようとするときは、第2項の規定を準用し、申請することができる。この場合において、現に有する許可証を添付して申請しなければならない。

10 第4項の規定による許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときには、速やかに当該許可証を警察署長に返納しなければならない。

- (1) 許可証の有効期限が経過したとき。
- (2) 許可証の交付を受けた理由が無くなつたとき。
- (3) 許可証の再交付を受けた後において亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。

(緊急理由による通行禁止道路の通行除外車両)

第3条の6 次の各号に掲げる事由に該当する車両で、あらかじめ警察署長の許可を受けるとまがなかつたものは、当該通行禁止道路を通行することができる。

- (1)・(2) (略)

(警察署長の駐車許可)

第5条 法第45条第1項ただし書の規定による警察署長の駐車許可は、車両に係る駐車を行う理由が、次のいずれにも該当する場合に許可するものとする。

- (1) 申請日時が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 駐車（許可に条件を付す場合にあっては、当該条件に従つた駐車。この号において同じ。）により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。

(緊急理由による通行禁止道路の通行除外車両)

第3条の6 次の各号に掲げる事由に該当する車両で、あらかじめ法第8条第2項の規定による警察署長の許可を受けるとまがなかつたものは、当該通行禁止道路を通行することができる。

- (1)・(2) (略)

(警察署長の駐車許可)

第5条 法第45条第1項ただし書の規定による警察署長の駐車許可は、車両に係る駐車を行う理由が、次のいずれにも該当する場合に許可するものとする。

- (1) 申請日時が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 駐車（許可に条件を付す場合にあっては、当該条件に従つた駐車。この号及び次号イにおいて同じ。）により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。

イ (略)

(2)・(3) (略)

(4) 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に、路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。

ア 重量又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近

イ (略)

2 法第49条の5の規定による警察署長の駐車許可は、車両に係る駐車が、次のいずれにも該当する場合に許可するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に、路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。

ア 重量又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近

イ (略)

3 前2項の駐車許可を受けようとする者は、別記様式第4の駐車許可申請書（以下この条において「申請書」という。）を駐車しようとする場所を管轄する警察署長に提出しなければならない。ただし、緊急を要し、警察署長がやむを得ない理由があると認めるときは、当該申請書によらないで許可の申請をすることができる。

イ (略)

(2)・(3) (略)

(4) 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に、路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が困難と認められること。

ア 重量若しくは長大な貨物の積卸し又は身体障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近

イ (略)

2 法第49条の5の規定による警察署長の駐車許可は、車両に係る駐車が、次のいずれにも該当する場合に許可するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に、路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が困難と認められること。

ア 重量若しくは長大な貨物の積卸し又は身体障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近

イ (略)

3 前2項の駐車許可を受けようとする者は、別記様式第4の駐車許可申請書（以下この条において「申請書」という。）を駐車しようとする場所を管轄する警察署長（用務の性質上、許可を受けようとする駐車場所が、静岡県内の2以上の警察署の管轄区域にわたるときは、そのいずれかの警察署長）に提出しなければならない。ただし、緊急を要し、警

4 前項の申請書には、次の各号に掲げる書面又はその写しを添付しなければならない。

(1) 当該申請に係る車両の自動車検査証記録事項が記載された書面

(2)・(3) (略)

(4) 当該申請に係る車両の運転者の運転免許証、免許情報記録確認書又は免許を受けていることを証するに足りる書面（電磁的記録で作成されているものを含む。）

5 (略)

6 警察署長は、駐車を許可した場合には、別記様式第4の2の駐車許可証（以下この条において「許可証」という。）を交付するものとする。ただし、第3項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

7 (略)

8 第6項に規定する許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、汚損し、又は破損したときには、第3項の規定を準用し、再交付の申請を行うことができる。

9 (略)

10 第6項に規定する許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとな

警察署長がやむを得ない理由があると認めるときは、当該申請書によらないで許可の申請をすることができる。

4 前項の申請書には、次の各号に掲げる書面又はその写しを添付しなければならない。ただし、警察署長が認めたときは、その一部又は全部を省略することができる。

(1) 当該申請に係る車両の自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面

(2)・(3) (略)

5 (略)

6 警察署長は、駐車を許可した場合には、別記様式第4の駐車許可証（以下この条において「許可証」という。）を交付するものとする。ただし、第3項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

7 (略)

8 第6項に規定する許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、汚損し、又は破損したときには、別記様式第4の2の駐車許可証再交付申請書により、再交付の申請を行うことができる。

9 第6項に規定する許可証の交付を受けた者は、当該許可証の記載事項に変更が生じたときは、速やかに別記様式第4の3の駐車許可証記載事項変更届に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、変更の届出をしなければならない。

10 (略)

11 第6項に規定する許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとな

つたときには、速やかに当該許可証を警察署長に返納しなければならない。

(i)～(4) (略)

別表第 1 (略)

障害の区分	障害の級別	重度障害の程度
(略)		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1 級 <u>及び</u> 3 級までの各級	
(略)		

別表第 2 (略)

番号	路線名	区 間
(略)		
511	(略)	
<u>512</u>	(略)	
<u>513</u>	(略)	
<u>514</u>	(略)	
<u>515</u>	(略)	
<u>516</u>	(略)	
<u>517</u>	(略)	
<u>518</u>	(略)	
<u>519</u>	(略)	
<u>520</u>	(略)	
<u>521</u>	(略)	
<u>522</u>	(略)	
<u>523</u>	(略)	
<u>524</u>	(略)	
<u>525</u>	(略)	
<u>526</u>	(略)	
<u>527</u>	(略)	
<u>528</u>	(略)	

つたときには、速やかに、許可証 (第 3 号に掲げる場合にあつては、発見し、又は回復した許可証) を廃棄しなければならない。

(1)～(4) (略)

別表第 1 (略)

障害の区分	障害の級別	重度障害の程度
(略)		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1 級 <u>から</u> 3 級までの各級	
(略)		

別表第 2 (略)

番号	路線名	区 間
(略)		
511	(略)	
<u>512</u>	<u>町道5100号大幡川幹線</u>	静岡県榛原郡吉田町神戸50番地の1から静岡県榛原郡吉田町川尻359番地まで
<u>513</u>	<u>町道7号大幡川尻2号線</u>	静岡県榛原郡吉田町川尻359番地から静岡県榛原郡吉田町川尻987番地まで
<u>514</u>	<u>町道2032号鮎ヶ窪4号線</u>	静岡県榛原郡吉田町川尻987番地から静岡県榛原郡吉田町川尻4000番地まで
<u>515</u>	(略)	
<u>516</u>	(略)	
<u>517</u>	(略)	
<u>518</u>	(略)	
<u>519</u>	(略)	
<u>520</u>	(略)	
<u>521</u>	(略)	
<u>522</u>	(略)	
<u>523</u>	(略)	
<u>524</u>	(略)	
<u>525</u>	(略)	
<u>526</u>	(略)	
<u>527</u>	(略)	
<u>528</u>	(略)	
<u>529</u>	(略)	
<u>530</u>	(略)	
<u>531</u>	(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別記様式第 1 から別記様式第 1 の 6 までを次のように改める。

別記様式第1（第3条の2関係）

（表面）

		番号
通行禁止除外指定車		
自動車登録番号	申請者	住所 氏名
除外する区域 又は道路の区間		
有効期限		
年 月 日 まで		
年 月 日 静岡県公安委員会		
(警察署長)		

（裏面）

注 意 事 項	
1 この標章は、静岡県公安委員会が指定した通行禁止道路を通行する場合に使用してください。	
2 この標章を使用する場合は、外部から見やすいように前面ガラスの内側に掲示してください。	
3 現場において、警察官の指示があった場合は、これに従ってください。	
4 他の車両に使用したり、他人に貸与したり、又は交付の理由以外に使用できません。	
5 次の場合は、この標章を、速やかに、返納してください。	
(1) 期限が満了したとき。	
(2) 汚損又は破損して再交付を受けたとき。	
(3) 使用する必要がなくなったとき。	
受払番号	

備考1 用紙の大きさは、縦13センチメートル、横18センチメートルとする。

2 用紙の地の色彩は白色とし、文字の色彩は黒色とする。ただし、特に必要がある場合には、記載内容の視認性を損なわない範囲で白色以外の地色又は地紋入りの用紙を用いることができる。

別記様式第 1 の 2（第 3 条の 2 関係）

（表面）

駐 車 禁 止 除 外 指 定 車	番 号 第 発行日	年 月 日	号 日
使用中			
車両番号			
除外する区域 又は道路の区間			
運転者の連絡先／用務先		別紙のとおり	
有効期限		年 月 日まで	
静 岡 県 公 安 委 員 会			印

（裏面）

注 意 事 項	
1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。 ※ 次のような駐車はできません。 ● 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第 44 条第 1 項及び同法第 75 条の 8 第 1 項） ● 法定駐車禁止場所の駐車（道路交通法第 45 条第 1 項各号及び第 2 項） ● 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第 47 条及び同法第 49 条の 3 第 3 項） ● 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第 11 条第 1 項） ● 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第 11 条第 2 項）	
2 この標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。	
3 この標章を使用する場合は、連絡先／用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出してください。	
4 現場において、警察官等の指示があった場合には、その指示に従ってください。	
5 この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。	
6 次の場合は、この標章（(2)の場合は発見した標章）を速やかに返納してください。 (1) 有効期限が経過したとき。 (2) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。 (3) 使用する必要がなくなったとき。	
☐ 被交付者等	
住 所	氏名

（注）

- 1 用紙の大きさは、縦13センチメートル、横18センチメートルとする。
- 2 用紙の地の色彩は白色とし、文字の色彩は黒色とする。ただし、特に必要がある場合には、記載内容の視認性を損なわない範囲で白色以外の地色又は地紋入りの用紙を用いることができる。

別記様式第 1 の 3 （第 3 条の 2 関係）

（表面）

駐 車 禁 止 除 外 指 定 車		番 号 第	号
発行日		年	月 日
歩 行 困 難 者 使 用 中			
その他、この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両			
運転者の連絡先／用務先		別紙のとおり	
有効期限		年 月 日まで	
静 岡 県 公 安 委 員 会			印

（裏面）

注 意 事 項	
1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。	
※ 次のような駐車はできません。 ● 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第 44 条第 1 項及び同法第 75 条の 8 第 1 項） ● 法定駐車禁止場所の駐車（道路交通法第 45 条第 1 項各号及び第 2 項） ● 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第 47 条及び同法第 49 条の 3 第 3 項） ● 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第 11 条第 1 項） ● 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第 11 条第 2 項）	
2 この標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。	
3 この標章を使用する場合は、連絡先/用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出してください。	
4 現場において、警察官等の指示があった場合には、その指示に従ってください。	
5 この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。	
6 次の場合は、この標章（(2)の場合は発見した標章）を速やかに返納してください。	
(1) 有効期限が経過したとき。	
(2) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。	
(3) 使用する必要がなくなったとき。	
☐ 被交付者等	氏名
住 所	

（注）

- 1 用紙の大きさは、縦13センチメートル、横18センチメートルとする。
- 2 用紙の地の色彩は白色とし、文字の色彩は黒色とする。ただし、特に必要がある場合には、記載内容の視認性を損なわない範囲で白色以外の地色又は地紋入りの用紙を用いることができる。

別記様式第1の4（第3条の2関係）

（表面）

駐 車 禁 止 除 外 指 定 車	番 号 第 発行日	年 月 日	号 日
歩 行 困 難 者 使 用 中 (車 い す 移 動 車)			
車両番号			
運転者の連絡先／用務先 別紙のとおり			
有効期限 年 月 日まで			
静 岡 県 公 安 委 員 会 印			

（裏面）

注 意 事 項
1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。 ※ 次のような駐車はできません。 ● 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条第1項及び同法第75条の8第1項） ● 法定駐車禁止場所の駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項） ● 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条及び同法第49条の3第3項） ● 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項） ● 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項）
2 この標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。
3 この標章を使用する場合は、連絡先/用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出してください。
4 現場において、警察官等の指示があった場合には、その指示に従ってください。
5 この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。
6 次の場合は、この標章（(2)の場合は発見した標章）を速やかに返納してください。 (1) 有効期限が経過したとき。 (2) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。 (3) 使用する必要がなくなったとき。
☐ 被交付者等 住 所 氏名

（注）

- 1 用紙の大きさは、縦13センチメートル、横18センチメートルとする。
- 2 用紙の地の色彩は白色とし、文字の色彩は黒色とする。ただし、特に必要がある場合には、記載内容の視認性を損なわない範囲で白色以外の地色又は地紋入りの用紙を用いることができる。

別記様式第 1 の 5（第 3 条の 2 関係）

（表面）

駐 車 禁 止 除 外 指 定 車	番 号 第	号
	発行日	年 月 日
歩 行 困 難 者 使 用 中		
この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両 昼間（日の出から日没まで）に限る。		
運転者の連絡先／用務先 別紙のとおり		
有効期限 年 月 日まで		
静 岡 県 公 安 委 員 会		
印		

（裏面）

注 意 事 項
1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。
※ 次のような駐車はできません。
● 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第 44 条第 1 項及び同法第 75 条の 8 第 1 項）
● 法定駐車禁止場所の駐車（道路交通法第 45 条第 1 項各号及び第 2 項）
● 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第 47 条及び同法第 49 条の 3 第 3 項）
● 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第 11 条第 1 項）
● 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第 11 条第 2 項）
2 この標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。
3 この標章を使用する場合は、連絡先/用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出してください。
4 現場において、警察官等の指示があった場合には、その指示に従ってください。
5 この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。
6 次の場合は、この標章（(2)の場合は発見した標章）を速やかに返納してください。
(1) 有効期限が経過したとき。
(2) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。
(3) 使用する必要がなくなったとき。
☐ 被交付者等
住 所
氏名

（注）

- 1 用紙の大きさは、縦13センチメートル、横18センチメートルとする。
- 2 用紙の地の色彩は白色とし、文字の色彩は黒色とする。ただし、特に必要がある場合には、記載内容の視認性を損なわない範囲で白色以外の地色又は地紋入りの用紙を用いることができる。

別記様式第1の6（第3条の3関係）

除外標章交付申請書

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

住 所 （ 所 在 地 ）	
ふ り が な	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
標 章 の 名 称	
番 号 標 に 表 示 さ れ て い る 番 号	
除 外 を 受 け よ う と す る 期 間	
除 外 を 受 け よ う と す る 区 間	
除 外 を 受 け よ う と す る 理 由	☐ 以下の公安委員会が定める業務に使用する ☐ 以下の公安委員会が定める障害を持つ者が乗車する
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第 1 の 6 の次に次の 2 様式を加える。

別記様式第 1 の 7 （第 3 条の 3 関係）

除外標章再交付申請書	
静岡県公安委員会 殿	
年 月 日	
住 所 （ 所 在 地 ）	
ふ り が な	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
標 章 の 名 称	
標 章 番 号	
標 章 交 付 年 月 日	
再 交 付 申 請 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第 1 の 8 （第 3 条の 3 関係）

除外標章記載事項変更届	
年 月 日	
静岡県公安委員会 殿	
住 所 （ 所 在 地 ）	
ふ り が な	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
標 章 の 名 称	
標 章 番 号	
標 章 交 付 年 月 日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 2 を次のように改める。

別記様式第 2 削除

別記様式第 4 及び別記様式第 4 の 2 を次のように改める。

別記様式第4（第5条関係）

駐車許可申請書	
年 月 日	
警察署長 殿	
住所（所在地）	
申請者 氏名（名称）	
電話	
番 号 標 に 表 示 さ れ て い る 番 号	
許 可 を 受 け よ う と す る 日 時 期 間	
許 可 を 受 け よ う と す る 場 所	
許 可 を 受 け よ う と す る 理 由	
第 号	
駐 車 許 可 証	
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。	
条 件	
年 月 日	
警 察 署 長 印	

備考 1 申請者は太枠内を記入すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第4の2（第5条関係）

駐車許可証再交付申請書		年	月	日
警察署長 殿				
住 所 （ 所 在 地 ）				
氏 名 （ 名 称 ）				
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先				
許 可 証 番 号				
許 可 証 交 付 年 月 日				
再 交 付 申 請 の 理 由				
備 考				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第4の2の次に次の1様式を加える。

別記様式第4の3（第5条関係）

駐車許可証記載事項変更届	
年 月 日	
警察署長 殿	
住 所 （ 所 在 地 ）	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
許 可 証 番 号	
許 可 証 交 付 年 月 日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の静岡県道路交通法施行細則の様式により提出されている申請書等は、改正後の静岡県道路交通法施行細則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の静岡県道路交通法施行細則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。